

喜多方市運動施設使用料減免措置基準

1 減免対象施設

押切川公園体育館、勤労青少年体育センター、熱塩加納体育館、塩川体育館、堂島屋内運動場、山都体育館、高郷体育館、西羽賀体育館、押切川公園スポーツ広場、熱塩加納テニスコート、山都テニス・バレーコート、高郷テニスコート、押切川公園野球場、ひばりが丘球場、熱塩加納野球場、武道館（柔道場、剣道場、弓道場）、市民プール

2 減免適用期日

令和2年10月1日

3 減免割合及び内容

(1) 使用料の全額を免除するもの（※夜間照明も含み、附帯設備は除く。）

- ① 喜多方市・喜多方市教育委員会等が主催する事業
- ② 耶麻地区中学校体育連盟が主催する事業
- ③ 会津地区中学校体育連盟が主催する事業
- ④ (公財)喜多方市体育協会が主催する事業
- ⑤ (公財)喜多方市体育協会に加盟する各競技団体の大会等
- ⑥ 各町体育協会主催の大会等
- ⑦ 喜多方市スポーツ少年団本部及び単位団が活動する事業
- ⑧ 喜多方市内の総合型地域スポーツクラブが主催する事業
- ⑨ 喜多方市内の私立幼稚園・こども園が教育目的として行う事業
- ⑩ 喜多方市内の中学校及び高等学校のクラブ活動
- ⑪ 市内の小・中・高等学校が教育を目的として行う事業
- ⑫ 耶麻地区高等学校各競技連盟主催の大会等
- ⑬ 会津地区高等学校体育連盟主催の大会等
- ⑭ 会津地区高等学校各競技連盟主催の大会等
- ⑮ 社会教育関係団体が主催する大会等
- ⑯ 市（国、県）から補助金等の支援を受けて実施する事業
- ⑰ 障がい者個人の使用又は障がい者が半数以上の団体使用
- ⑱ 75歳以上の個人の使用又は75歳以上の者が半数以上の団体使用
- ⑲ 国、他の地方公共団体が、市民の福祉の向上のため実施する事業

(2) 使用料の二分の一を免除するもの（※夜間照明も含み、附帯設備は除く。）

- ① 喜多方市・喜多方市教育委員会が共催する事業
- ② 学校教育法に規定されている市内の専修学校が行う授業及び行事
- ③ 65歳以上75歳未満の個人の使用又は65歳以上75歳未満の者が半数以上の団体使用

(3) その他、市長が必要と認める場合

※その都度判断して、全額又は二分の一を免除する。

(参考：喜多方市内の宿泊施設に宿泊した児童生徒、大学、専門学校学生、その他の者など)

備考

- ① 観覧料を徴収する場合には、原則として減免しない。ただし、高等学校体育連盟、同競技連盟等が主催する大会については、入場者数を考慮しその都度協議する。
- ② 冠大会等は、原則として減免しない。
- ③ 大会等に準備は含まれるが、練習は含まない。
- ④ 喜多方市及び喜多方市教育委員会が後援する事業は、減免しない。
- ⑤ 附帯設備は、シャワー室及び体育館アリーナ冷暖房とし、(1) ①⑩⑱の場合は使用料を全額免除する。